

修 繕 契 約 書 (案)

修繕請負について、那覇市（以下「甲」という。）と請負者〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（目的）

第1条 この契約は、那覇市営奥武山トレーニング室 天井・壁面のカビ除去および防カビ塗装を目的とする。

（履行内容）

第2条 履行内容は、別紙「仕様書」のとおりとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、〇〇〇〇円）とする。

（履行期間）

第4条 履行期間は、契約締結の日から令和8年2月13日までとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、那覇市契約規則第30条の規定に基づき、免除する。

（履行期間の延長及び遅延損害金）

第6条 乙の責めに帰すべき理由により、履行期間までに契約の履行を完了することができない場合において、延長する期間内に完了する見込みがあると認めるとときは、甲は遅延損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、遅延日数に応じ、未納部分又は未済部分の価格又は対価に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

（検査及び成果物の引渡し）

第7条 乙は、修繕が完了したときは、直ちに完了届によりその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、乙の立会を求めて直ちに検査しなければならない。

3 乙は、成果物がある場合において、第2項に定める検査に合格したときは、直ちに甲へ引渡しを行わなければならない。

（修繕料の支払い）

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、修繕料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その請求を受理した日から起算して、30日以内に支払うものとする。なお、前金払は適用しない。

（契約不適合責任）

第9条 甲は、引き渡された成果物が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することはできない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲と協議の上、甲が

請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、甲が相当な期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて修繕料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに修繕料の減額を請求することができます。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項又は第3項の規定による請求は、第7条第3項に規定する引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約締結又は履行について、不正行為があったとき。
 - (2) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は明らかに履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 契約解除の申し出があったとき。
 - (4) 甲は、乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。
 - (5) その他契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として徴収する。

(協議)

第11条 この契約に関して、甲乙間に意見の相違が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和 8 年 月 日

(甲) 那霸市泉崎1丁目1番1号
那霸市
那霸市長 知念 覚

(乙) 那霸市
商号
代表者氏名